

# 目 次

<b>1 うぐいすネットのご案内</b>	
1-1 うぐいすネットの対象施設	2
1-2 うぐいすネットの受付時間と受付窓口	2
<b>2 利用者登録</b>	
2-1 登録窓口	2
2-2 利用者種別	2
2-3 利用者登録の注意	3
<b>3 うぐいすネットシステムの流れ</b>	4
3-1 抽せん申込みから利用当日までの流れ	5
<b>4 利用申込みの方法</b>	
4-1 抽せんによる申込み	
4-1-1 抽せん申込み期間	6
4-1-2 抽せん申込み	6
4-1-3 抽せん申込みができない日等の案内	6
4-1-4 抽せん申込み確認及び取り消し	6
4-1-5 抽せん申込み可能件数	6
4-1-6 抽せん日	6
4-1-7 抽せん結果確認	6
4-1-8 利用申請・料金の支払い	6
4-2 空き施設の予約申込み	
4-2-1 申込み期間	6
4-2-2 空き施設状況の案内	6
4-2-3 空き施設の予約・申込み	6
4-2-4 空き施設の申込み件数	7
4-3 空き施設の利用申請・料金支払	7
4-4 予約内容の確認及び取り消し	7
4-5 直前取り消しに対するペナルティ（公園施設利用の場合）	7
4-6 公園施設の使用中止	8
4-6-1 全額還付（払い戻し）	8
4-6-2 変 更	8
4-6-3 公園施設の所管課一覧	
<b>5 音声応答電話に使用する電話機について</b>	9
<b>6 コード表</b>	
6-1 サービスの種類とサービスコード（コード表①）	9
6-2 利用目的コード表（コード表②）	10
6-3 時間帯コード表（コード表③）	11
6-4 音の調整コード表（コード表④）	12
<b>7 ファクシミリの操作例</b>	13
<b>8 音声応答電話の操作例</b>	14
◎ 集会施設マップ	18
<b>9 集会施設の受付窓口</b>	19
<b>10 文化センター・大森スポーツセンターの受付窓口</b>	20
◎ 公園施設マップ	21
<b>11 公園施設・大田区役所本庁舎1階の受付窓口</b>	22
<b>12 うぐいすネット対象施設</b>	23
集会施設（室場名・使用料等）	24
文化センター・大森スポーツセンター（室場名・使用料等）	32
公園施設（室場名・使用料等）	36
<b>13 公園施設配置図</b>	
13-1 大田スタジアム・平和島公園・平和の森公園	44
13-2 昭和島運動場・大森ふるさとの浜辺公園・池上梅園・本門寺公園	45
13-3 昭和島二丁目公園	46
13-4 ガス橋緑地・東調布公園・多摩川田園調布南・鶉の木緑地	47
13-5 下丸子公園・多摩川緑地・六郷橋緑地・大師橋緑地	48
13-6 萩中公園・森ヶ崎公園・本羽田公園	49
<b>14 うぐいすネットトップページ画面の表示方法</b>	50
<b>15 うぐいすネットQ&amp;A</b>	
15-1 利用者登録関係	51
15-2 システムの利用方法等	51
15-3 抽せん申込み・抽せん方法	51
15-4 空き施設の予約申込みと付帯設備・備品の申込み	52
15-5 使用申請・使用料の支払い	52
15-6 使用施設の変更・取り消し	52
15-7 ペナルティ	52
<b>16 「大田区公共施設利用システムに関する要綱」から抜粋</b>	53

# 1 うぐいすネットのご案内

「うぐいすネット」は大田区公共施設利用システムの愛称です。  
利用者登録をすることで、施設の抽せん申込みや、空き施設の予約等がインターネット、携帯サイト、音声応答電話等から行なえます。  
平成19年12月（平成20年4月利用分）から現在のシステムに変わり、平成27年4月から、利用者の利便性向上のため、窓口での取扱いを拡張しました。  
また、平成30年11月27日からシステム受付時間を午前8時30分から午後11時まで拡大しました。  
このガイドブックは、「うぐいすネット」での施設予約にあたり、手続きの流れ、施設案内等をまとめたものです。ご活用ください。

## 1-1 うぐいすネットの対象施設

「うぐいすネット」を使って施設予約等ができる施設は、施設の分類として「集会施設」「公園施設」に、抽せんの実施日により「3か月室場」「1か月室場」に大きく分けられます。詳しくは、「12 うぐいすネット対象施設（p23からp43）」をご覧ください。

## 1-2 うぐいすネットの受付時間と受付窓口

- ①インターネット・携帯サイト・音声応答電話によるサービスの受付時間  
【午前8時30分～午後11時00分】  
※12月29日～1月3日及び保守点検日は、サービスを休止します。  
保守点検日については、事前にうぐいすネットお知らせに掲載いたします。

- ②受付窓口 ※詳しくは、p18からp22をご覧ください。

集会施設の受付窓口	・利用者登録に関すること。（登録・変更・廃止等） ・集会施設、公園施設の空き施設予約、使用申請及び使用料の支払い。 ・公園施設の支払済予約の変更、取り消し。  注）集会施設の支払済予約の変更・取り消しは、使用施設の窓口のみで受け付けます。
公園施設の受付窓口	
大田区役所 1階受付窓口	

# 2 利用者登録

「うぐいすネット」をご利用になるときは、利用者登録が必要です。  
登録することにより、施設の抽せん申込みや空き施設の予約申込みなどがインターネット・携帯サイト・音声応答電話を通じて可能になります。

## 2-1 登録窓口

利用者登録は、全てのうぐいすネット受付窓口で行っています。（大森スポーツセンターを除く）お近くの窓口をご利用ください。詳しくは、p18からp22をご覧ください。

## 2-2 利用者種別

### ◆個人登録（区内・区外）

- ①施設は個人登録で利用できます。（16歳以上の方が対象です。）
- ②ご本人の住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書（運転免許証・パスポート・保険証など）をお持ちください。  
★大田区に在勤・在学の方は、社員証・在勤証明書・学生証など通勤通学先及びその所在地の確認ができるものもお持ちください。（名刺は不可）
- ③登録の有効期間は3年間です。

### ◆団体登録（減免・優先団体の区内・区外）

- ①大田区に別途認められている以下の団体等は、団体登録ができます。  
●社会教育団体 ●少年育成団体 ●障害者団体  
●公益団体 ●シニアクラブ連合会  
●青少年対策事業委託団体
- ②登録は代表者が申請してください。代表者本人の身分証明書（運転免許証・パスポート・保険証など）住所・氏名・生年月日が確認できるものと、団体の「登録証」や団体名称・活動内容がわかる書類をお持ちください。
- ③団体は、施設により使用料が減免になる場合があります。詳しくは、ご利用の施設にお問い合わせください。
- ④登録の有効期間は2年間です。

## 2-3 利用者登録の注意

- ①登録は本人申請です。
- ②やむを得ず本人申請ができない場合は、**委任者が自書された委任状**をお持ちの上、委任者の身分証明書（コピー可）と電話番号、代理人の身分証明書をお持ちください。コピーの場合で、裏面にご住所等の記載がある場合は、裏面のコピーもご持参ください。団体登録も同様です。
- ③インターネット、携帯サイト、音声応答電話からの利用者登録はできません。お近くのうぐいすネット受付窓口（p18～p22を参照）へお越しください。
- ④二重の登録はできません。（システム上チェックします）
- ⑤登録カードを他人に譲渡したり貸与することはできません。また、利用の際も又貸し等の権利譲渡はできません。
- ⑥登録カードを紛失したり、登録内容に変更があった場合は、すみやかに受付窓口にお申し出ください。※
- ⑦有効期限が過ぎると、うぐいすネットの利用ができません。お近くの受付窓口で更新手続きをしてください。（期限切れの3か月前から受付可能です。）※
- ⑧登録したパスワードは、インターネット・携帯サイトから変更できます。
- ⑨施設情報及び空き施設状況の確認は、利用者登録をされていない方もご覧になれます。
- ⑩登録は無料です。
- ⑪窓口で予約・支払等の手続きの際は、必ず利用者登録カードをお持ちください。

※ご本人の身分証明書と利用者登録カード（紛失時除く）を受付窓口にお持ちください。

### 利用者登録カード



- \* 表面の利用者番号・氏名（団体名）をご記入ください。
- \* 裏面に登録時に登録年月日、更新時に有効期限が記入されます。

委 任 状	
(宛先) 大田区長	年 月 日
委任者	見 本
住所	
氏名	印
生年月日	年 月 日生
私は、下記の者に、大田区公共施設利用システム(うぐいすネット)の利用者登録の申請と利用者登録カードの受領を委任します。	
代理人	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日生

- ★ 委任者(登録申請者)の氏名は、必ずご本人の直筆でお願いします。
- ★ 上記様式の委任状は、うぐいすネットトップページの「利用者登録申請書・委任状」より印刷ができます。

### 3 うぐいすネットシステムの流れ



※全てのうぐいすネット受付窓口（大森スポーツセンターを除く）で、集会施設・公園施設の使用料の支払いができます。受付窓口についてはp18～p22をご覧ください。

利用者登録 お近くのうぐいすネット受付窓口で登録手続きをして下さい。

抽せん申込み \*音声応答電話操作例：p14～p16

抽せん申込み	インターネット・携帯サイト・音声応答電話で抽せんの申込みをします。 ・「3か月室場」は利用月4か月前の15日～末日(12月は28日) ・「1か月室場」は利用月2か月前の15日～末日(12月は28日)
--------	---

抽せん	自動抽せん(抽せん申込み月の翌月1日)
-----	---------------------

抽せん結果確認	インターネット・携帯サイト・音声応答電話で抽せん結果を確認します。 ・抽せん日翌日(2日)～7日まで(1月は4日～7日) ★当せん確定作業をしないと当せんが無効となります。
---------	--

利用申請 料金支払	うぐいすネット受付窓口で受け付けます。 利用者登録カードをご持参ください。
--------------	--

集会施設料金 支払期間	当せん確定作業をした後、同月15日まで ★期間内に支払いがない場合は自動キャンセルとなります。
----------------	--

公園施設料金 支払期間	利用日2日前から当日まで
----------------	--------------

利用当日	使用承認書を受付窓口までお持ちください。 既に施設使用料を支払い済の場合も必要です。 公園施設は利用当日の利用申請・料金支払いが可能です。
------	---

空き施設の予約申込み \*音声応答電話操作例：p16～p17

空き施設の予約	インターネット・携帯サイト・音声応答電話で空き施設状況の確認や、申込みをします。 ・抽せん月分は、抽せん結果確認月の8日から ・抽せん月分以外は随時(利用日の3日前まで)
---------	---

利用申請 料金支払	うぐいすネット受付窓口で受け付けます。 利用者登録カードをご持参ください。
--------------	--

集会施設料金 支払期間	・予約した日から14日以内 ・予約した日から利用日の3日前までが14日未満の場合、 利用日の3日前まで ★期間内に支払いがない場合は自動キャンセルとなります。
----------------	--

公園施設料金 支払期間	利用日2日前から当日まで
----------------	--------------

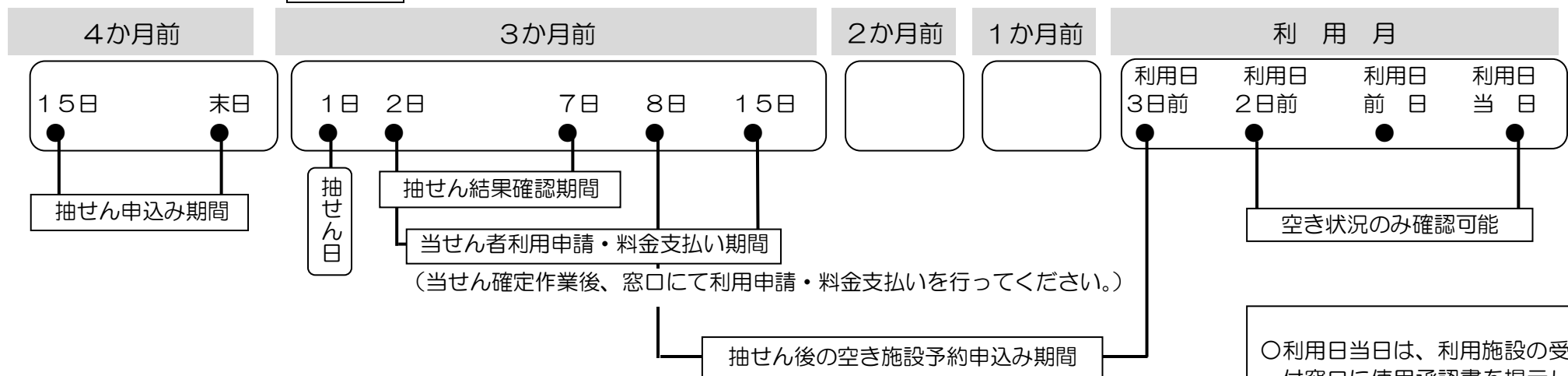
利用当日	使用承認書を受付窓口までお持ちください。 既に施設使用料を支払い済の場合も必要です。 公園施設は利用当日の利用申請・料金支払いが可能です。
------	---

※ 電話による予約申し込みは、出来ません。  
※ 空き施設予約をした日が料金支払期限の場合、予約した時間帯によっては、すでに窓口受付時間を過ぎていた場合があります。その場合、その予約はキャンセル扱いになりますので、ご注意ください。

\* 室場とは、集会施設の各室、公園施設の野球場・サッカー場などを表わす言葉です。  
\* 「3か月室場」とは、ご利用3か月前の1日に抽せんを行う室場のことです。  
\* 「1か月室場」とは、ご利用1か月前の1日に抽せんを行う室場のことです。

### 3-1 抽せん申込みから利用当日までの流れ

#### ◆ 3か月室場 ◆ 集会施設 (一部集会施設・文化センター・大森スポーツセンターを除く)



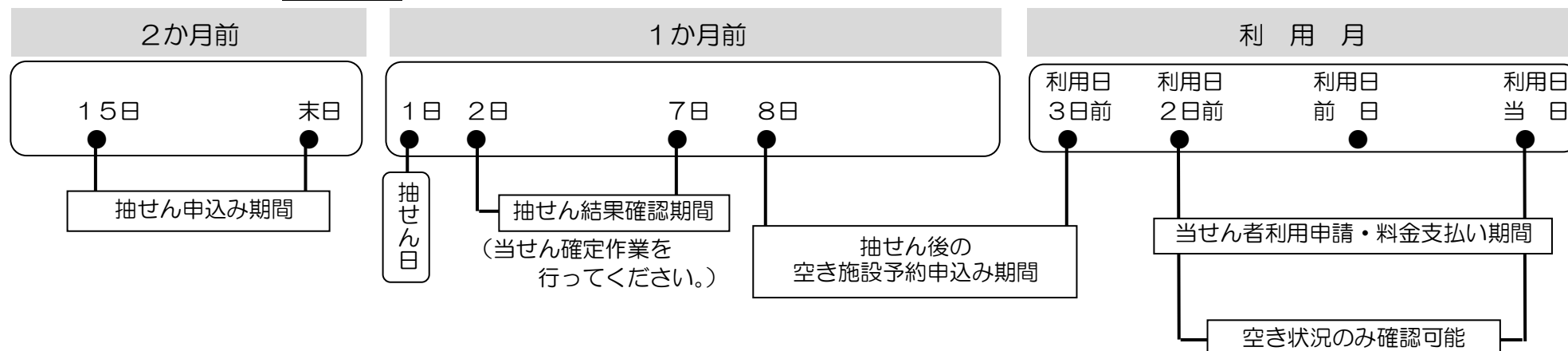
#### 【注意】多摩川緑地附属集会室、池上梅園和室・茶室

「抽せん申込み期間、空き施設予約申込み期間」は、3か月室場に同じ。

「当せん者利用申請・使用料金支払い期間」は、1か月室場に同じ。

○利用日当日は、利用施設の受付窓口で使用承認書を提示してください。

#### ◆ 1か月室場 ◆ 公園施設 (野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー場、球技場、小球技場、キャンプ場等)



## 4 利用申込みの方法

### 4-1 抽せんによる申込み

#### 4-1-1 抽せん申込み期間

- 3か月室場（施設利用月の4か月前の15日～末日）（12月は28日迄）
- 1か月室場（施設利用月の2か月前の15日～末日）（12月は28日迄）

#### 4-1-2 抽せん申込み

抽せん申込み期間にインターネット・携帯サイト・音声応答電話から利用したい施設の日時を選択し、申し込みます。

#### 4-1-3 抽せん申込みができない日等の案内

- ①施設の都合等により、抽せん申込み受けをしない日時があります。
- ②抽せん申込時にインターネット・携帯サイト・音声応答電話で、確認することができます。

#### 4-1-4 抽せん申込み確認及び取消し

抽せんの申込み内容の確認や、その内容に間違いがあった場合の取消しなどが、インターネット・携帯サイト・音声応答電話でできます。

#### 4-1-5 抽せん申込み可能件数

（集会施設：6コマ、公園施設：12コマ）

- ①1枚の登録カードで、抽せんを申込みできる件数は、集会施設で6コマ、公園施設で12コマまでです。（併用可能）
- ②同じ室場を午前・午後・夜間を通して利用したい場合（セットでの申込み）と、いずれかの室場や時間帯を利用したい場合（バラでの申込み）とでは、予約の操作方法が異なりますのでご注意下さい。どちらの方法で申し込んでも申込み可能コマ数は変わりません。

#### 4-1-6 抽せん日

- 3か月室場（利用月の3か月前の1日）
- 1か月室場（利用月の1か月前の1日）

- ①コンピュータにより自動抽せんを行います。
- ②抽せんは、区内（在住・在勤・在学）登録の方が優先となります。同じコマに区内登録の方と区外登録の方の申込みがあった場合は、区内登録の方を優先します。  
区内登録の方の抽せん申込みがない場合には、区外登録の方でも当せんします。

#### 4-1-7 抽せん結果確認

- 3か月室場（利用月の3か月前の2日～7日）（1月は4日から）
- 1か月室場（利用月の1か月前の2日～7日）（1月は4日から）

抽せん結果確認期間（毎月2日から7日まで）に、当せんの確定作業を行なってください。当せん確定作業をしないと、当せんが無効となりますのでご注意ください。（ただし、1月は4日から7日まで）

#### 4-1-8 利用申請・料金の支払い

- 集会施設 ⇒ 3か月前の2日～15日まで（1月は4日から）
- 公園施設 ⇒ 利用日2日前から当日まで

- ①当せん確定作業後、集会施設は、同月15日までに最寄りのうぐいすネット受付窓口で利用申請及び使用料をお支払いください。（利用者登録カードをお持ちください。）
- ②15日までに支払いのない予約は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
- ③公園施設は、利用日2日前から当日までに利用申請及び使用料をお支払いください。
- ④備品をご利用になる方は、当せん確定作業後インターネットの画面から申請するか、又は直接利用する施設でお申込みください。

### 4-2 空き施設の予約申込み

#### 4-2-1 申込み期間（インターネット・携帯サイト・音声応答電話での申込み）

- 3か月室場（利用月の3か月前の8日～利用日3日前）
- 1か月室場（利用月の1か月前の8日～利用日3日前）

#### 4-2-2 空き施設状況の案内

使いたい施設の当日までの空き状況が、インターネット・携帯サイト・音声応答電話・ファクシミリで調べられます。空き施設予約をする際にご利用ください。

#### 4-2-3 空き施設の予約・申込み

- ①抽せん結果確認期間終了日の翌日8日から利用日の3日前までは、インターネット・携帯サイト・音声応答電話・最寄りの受付窓口で、空き施設の予約ができます。
- ②利用日2日前から利用日当日の予約申込みは、各うぐいすネット受付窓口のみでの受付となります。

#### 4-2-4 空き施設の申込み件数

申込み件数に制限はありません。

※申込み済の予約と、利用日・利用時間の重複した他施設の申込みはできません。

#### 4-3 空き施設の利用申請・料金支払

インターネット・携帯サイト・音声応答電話で予約申込みをした場合

##### <集会施設>

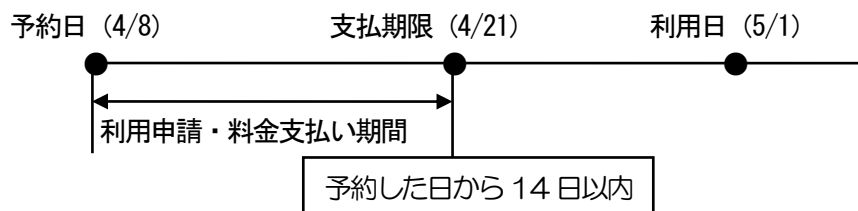
利用者登録カードを持参し、各うぐいすネット受付窓口で利用申請及び使用料をお支払いください。

※この期間に支払いのない予約は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

※集会施設の備品をご利用になる方は、インターネットの画面から申請するか、利用施設の受付窓口にてお申込みください。

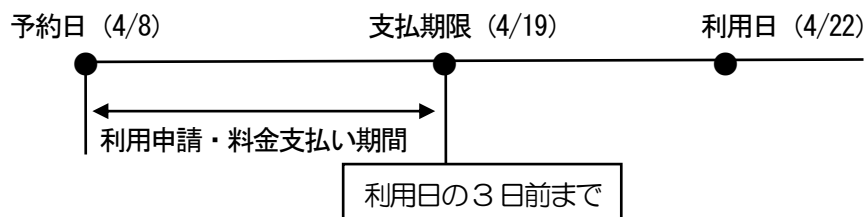
##### 【集会施設：例1】(利用日が、予約日を含む日から17日以上先の場合)

①集会施設使用料の支払期限は、予約日を含む日から14日以内です。



##### 【集会施設：例2】(利用日が、予約日を含む日から17日未満の場合)

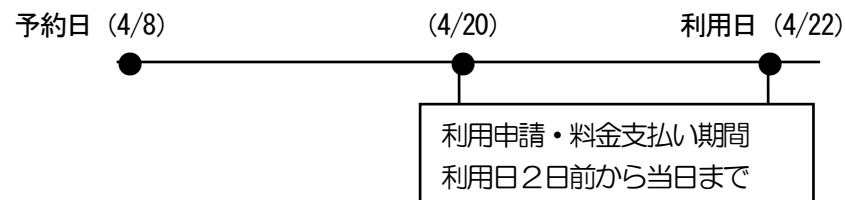
②予約日を含む日から利用日までの期間が17日に満たない場合は、利用日の3日前までが支払い期限となります。



#### <公園施設>

##### 【公園施設：例】

③公園施設は利用日2日前から当日までに、利用者登録カードを持参し、各うぐいすネット受付窓口で利用申請及び使用料をお支払いください。



#### 4-4 予約内容の確認及び取消し

①予約内容の確認は、利用日まで可能です。

②予約の取消し

- ・使用料支払い前の取消しは、利用日の3日前まではインターネット、携帯サイト、音声応答電話から取消しができます。公園施設の利用日の2日前から利用当日までに行う取消しは(ペナルティが付き)、利用する施設の公園事務所窓口にご連絡ください。ペナルティについては下記4-5をご覧ください。
- ・使用料支払い後の取消しは、集会施設は利用する施設の窓口、公園施設は各うぐいすネット受付窓口で直接手続きしてください。

既に納めた使用料については、利用者の都合による取消しの場合、原則還付は行いません。ただし、申請日や取消し理由によって使用料を還付する場合があります。還付割合等については施設によって異なりますので、必ず利用施設の受付窓口におたずねください。

③使用料の還付に際しては、「使用承認書兼領収書」、「印鑑(スタンプ印・ゴム印不可、団体の場合は代表者の印鑑)」、公園施設の場合は「口座番号」も必要です。

#### 4-5 直前取り消しに対するペナルティ(公園施設利用の場合)

公園施設の利用を、利用日の2日前から当日にかけて取消した場合、下記のとおりうぐいすネットが使用できなくなります。

- ★ 利用日の前日・前々日に取り消しをした場合 : 1か月間
- ★ 利用日当日の取り消し、又は無断不使用の場合 : 3か月間

予約の取り消しは、早めに行っていただくようお願いいたします。

## 4-6 公園施設の使用中止

天候不良（雨・雪・霜どけ・強風等）により、グラウンドコンディション不良の場合は、使用を中止します。「うぐいすネット」トップページに使用中止のお知らせを掲載します。（詳細については、利用する施設を管理する受付窓口（4-6-3 参照）へ直接お問い合わせください。）

なお、使用中止の判断については、各公園事務所で当日判断することもあります。使用中止となった場合は、使用料の全額還付（払い戻し）又は利用日時の変更ができます。使用状況の確認をせず無断不使用となった場合は、ペナルティの対象となりますので、必ずご確認をお願いいたします。

### 4-6-1 全額還付（払い戻し）

利用申請者（団体の場合は代表者）の個人口座に振り込みとなります。お近くのうぐいすネット受付窓口にて下記のものをお持ちください。

- ①中止になった使用承認書
- ②申請者（団体の場合は代表者）の印鑑（スタンプ印・ゴム印を除く）
- ③口座番号のわかるもの（通帳等の写し）

### 4-6-2 変更

施設が使用中止となった場合、後日使用する同じ種目（庭球場、野球場等のこと）の施設へ変更することができます。（下記、変更の条件をお読みください。）新たに窓口で申し込む場合は、差額を追加で支払う、又は還付を受けることができます。

ただし、インターネット・携帯サイト・音声応答電話で事前にコマを確保している場合は、変更はできませんので、全額を現金でのお支払いとなります。

お近くのうぐいすネット受付窓口にて下記のものをお持ちください。

- ①中止になった使用承認書
- ②うぐいすネット利用者登録カード

変更により還付がある場合は、4-6-1の①～③のものが必要となります。

### 【変更の条件】

- ①同じ「地域基盤整備課」の同じ種目（庭球場、野球場等のこと）の施設であること。（4-6-3 公園施設の所管課一覧）
- ②窓口で新たに申し込むコマであること。
- ③申し込むコマは、利用日2日前から当日のコマであること。

### 【例 1】



[差額2,960円を追加で支払う。]

### 【例 2】



[地域基盤整備課が異なるため、変更できない。]

### 4-6-3 公園施設の所管課一覧

所管課	受付窓口	管理施設
地域基盤整備 第一課	平和の森公園事務所	平和島公園キャンプ場、平和島公園野球場 ソフトボール場、平和の森公園庭球場 昭和島運動場野球場
	昭和島二丁目公園事務所	昭和島二丁目公園フットサル場 昭和島二丁目公園庭球場
	大森ふるさとの浜辺公園事務所	大森東水辺スポーツ広場ビーチバレー場 大森ふるさとの浜辺公園フットサル場
	池上梅園事務所	池上梅園 和・茶室、本門寺公園キャンプ場
地域基盤整備 第二課	東調布公園水泳場事務所	東調布公園野球場
	萩中公園水泳場事務所	萩中公園野球場、本羽田公園庭球場
	森ヶ崎公園事務所	森ヶ崎公園サッカー場・フットサル場・庭球場
	多摩川緑地事務所	多摩川緑地野球場・サッカー場、付属集会室、 六郷橋緑地野球場・庭球場、大師橋緑地野球場、 ガス橋緑地野球場・庭球場・球技場・小球技場、 多摩川田園調布南・鶯の木緑地球技場、多摩川 田園調布南・鶯の木緑地多目的小球技場
スポーツ推進課	下丸子公園事務所	下丸子公園庭球場
	大田スタジアム	大田スタジアム公認野球場

※受付窓口の電話番号は、p22をご覧ください。